

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5**

<パターン 5-融雪型火山泥流>

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合

<<王滝村>>

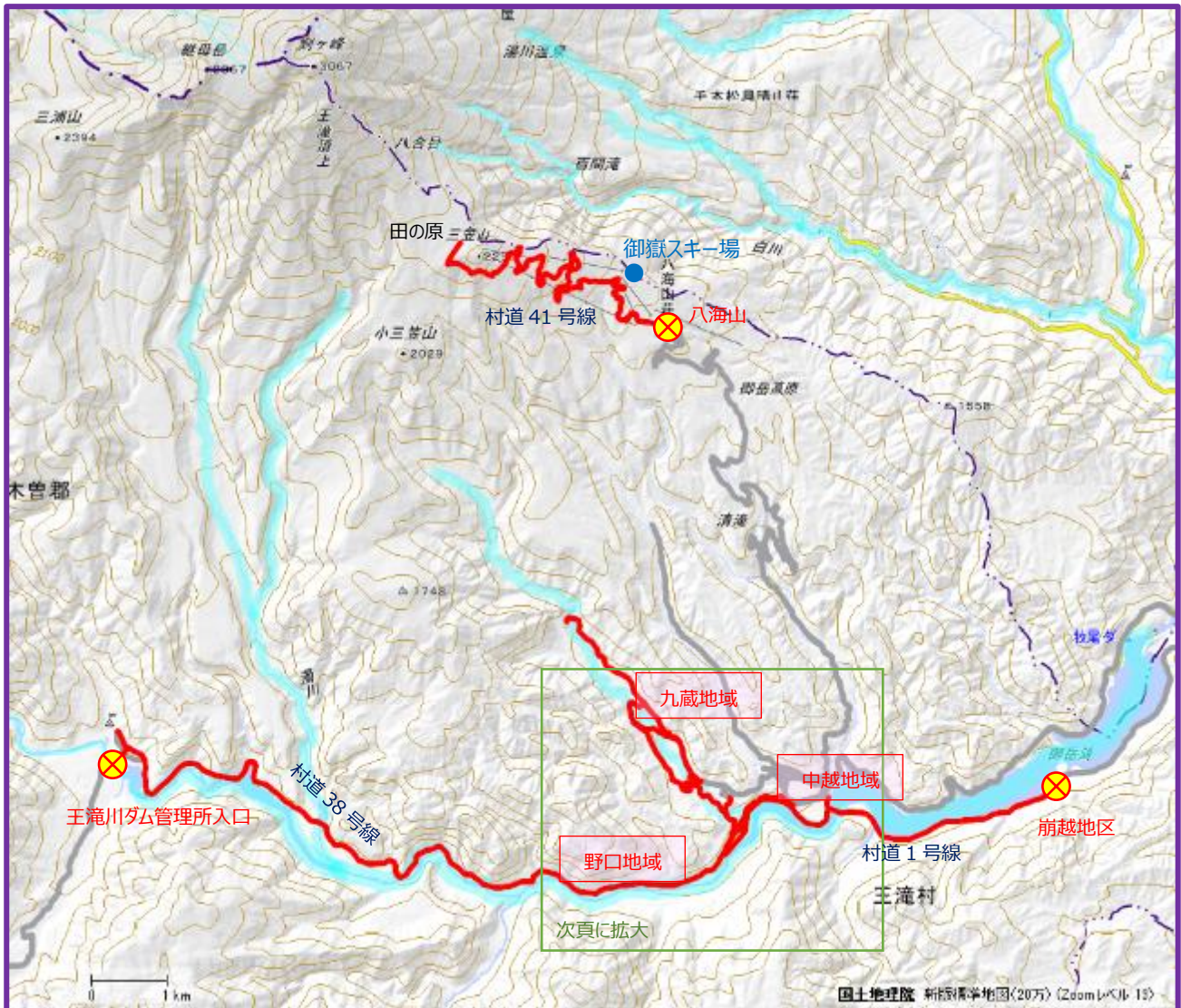
[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

鈴ヶ沢流域

- ・ 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰・村木地区

濁川・伝上川→王滝川流域

- ・ 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区
- ・ 王滝村中越：中越・田島地区

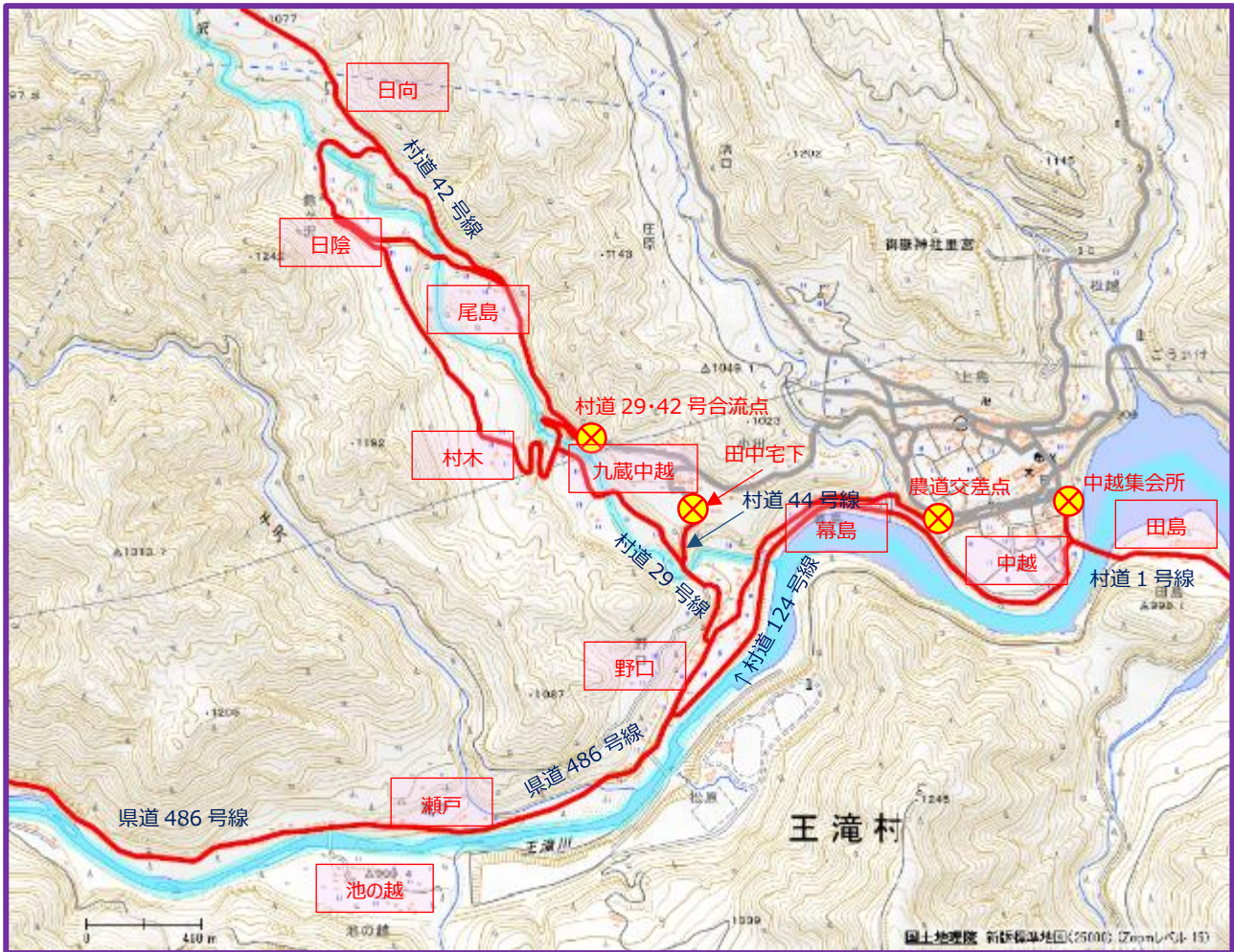


規制実施場所	道路 (通行禁止)	道路 (通行可)	閉鎖施設
--------	-----------	----------	------

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5**

<パターン 5-融雪型火山泥流>



	規制実施場所		道路（通行禁止）		道路（通行可）
--	--------	--	----------	--	---------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽スキー場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 村道 41 号線 <王滝村>  
王滝村八海山から王滝村田の原（村道終点）間通行止め
- ・ 村道 29 号線 <王滝村>  
王滝村小川（村道起点）から村道 42 号線合流点間通行止め
- ・ 村道 42 号線 <王滝村>  
王滝村小川（村道 29 号線合流点）から鈴ヶ沢上流方面通行止め
- ・ 村道 44 号線 <王滝村>  
王滝村小川（田中宅下）から王滝村小川（村道終点）間通行止め
- ・ 県道 486 号線 <長野県>  
王滝村中越（農道交差点）から王滝村氷ヶ瀬（県道終点）間通行止め
- ・ 村道 38 号線 <王滝村>  
王滝村氷ヶ瀬（村道起点）から王滝村滝越（王滝川ダム管理所入口）間通行止め
- ・ 村道 124 号線 <王滝村>  
王滝村中越（村道起点）から王滝村野口（村道終点）全区間通行止め
- ・ 村道 1 号線 <王滝村>  
王滝村中越（中越集会所）から王滝村崩越（崩越地区）間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

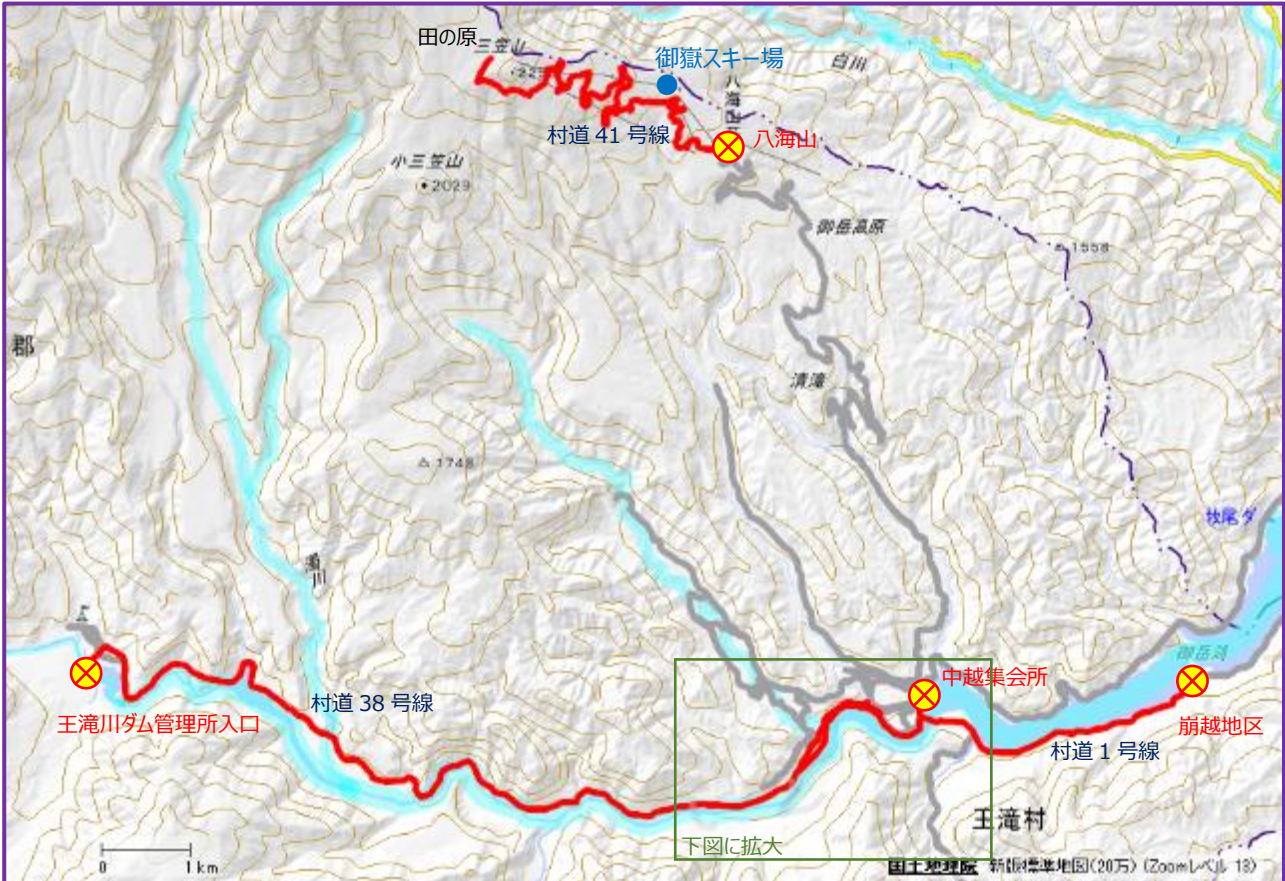
噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<王滝村>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

濁川・伝上川→王滝川流域

- ・ 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区
- ・ 王滝村中越：中越・田島地区



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 5

<パターン 5-融雪型火山泥流>

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽スキー場

【道路の通行規制】 < >内は実施機関

- ・ 村道 41 号線 <王滝村>  
王滝村八海山から王滝村田の原（村道終点）間通行止め
- ・ 県道 486 号線 <長野県>  
王滝村中越（農道交差点）から王滝村氷ヶ瀬（県道終点）間通行止め
- ・ 村道 38 号線 <王滝村>  
王滝村氷ヶ瀬（村道起点）から王滝村滝越（王滝川ダム管理所入口）間通行止め
- ・ 村道 124 号線 <王滝村>  
王滝村中越（村道起点）から王滝村野口（村道終点）全区間通行止め
- ・ 村道 68 号線 <王滝村>  
王滝村中越 全区間通行止め
- ・ 村道 1 号線 <王滝村>  
王滝村中越（中越集会所）から王滝村崩越（崩越地区）間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

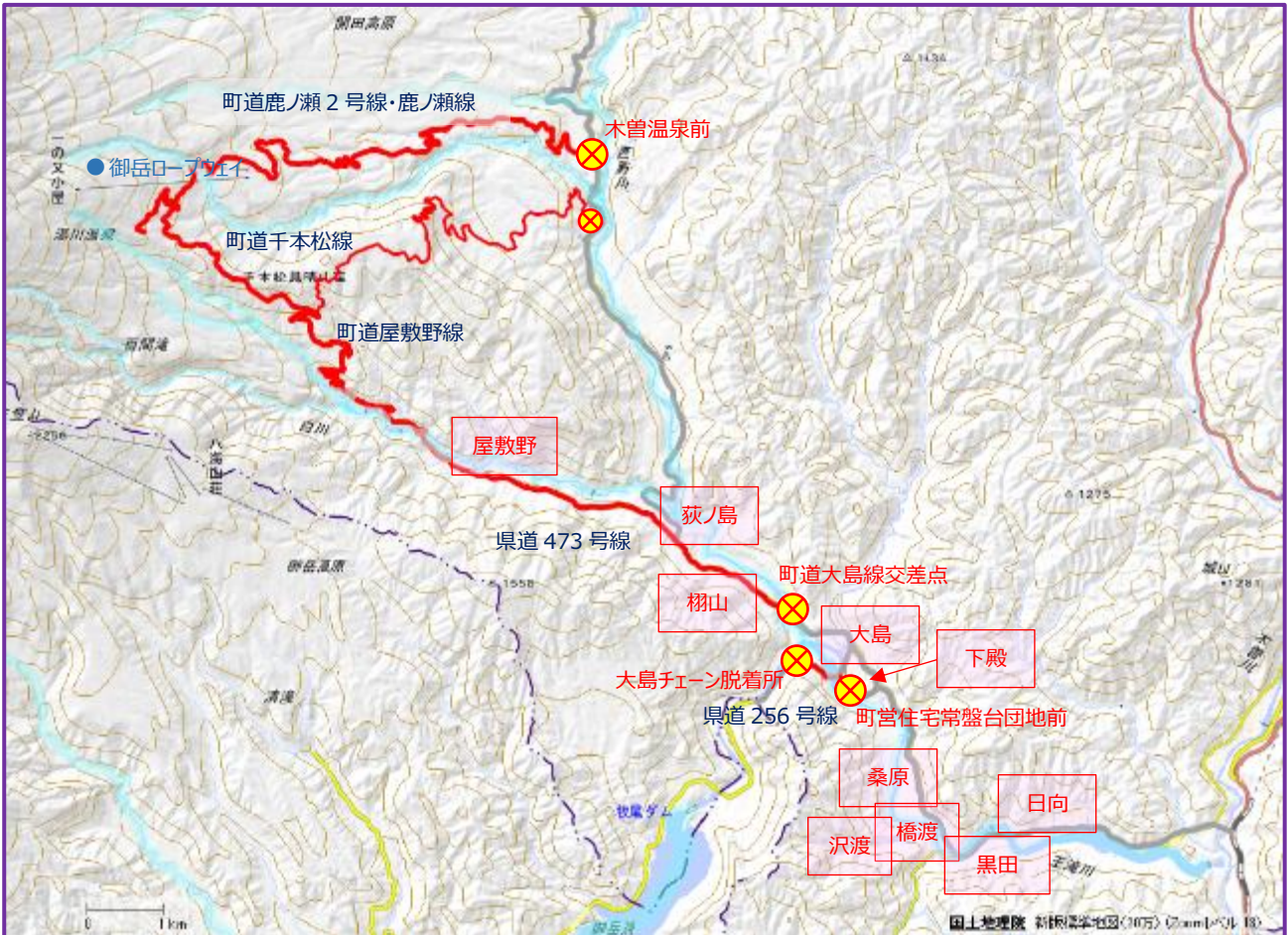
噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<木曾町>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

白川流域

- ・ 木曾町三岳：屋敷野・荻ノ島・栩山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向地区



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

【道路の通行規制】 < >内は実施機関

- ・ 町道鹿ノ瀬線 町道鹿ノ瀬 2 号線 <木曾町>  
木曾町三岳（木曾温泉前）から御岳ロープウェイ方面通行止め
- ・ 町道屋敷野線 町道千本松線 <木曾町>  
木曾町三岳（不易の滝入口）から八海山・中の湯方面通行止め
- ・ 県道 473 号線 <長野県>  
木曾町三岳屋敷野（県道終点）から木曾町三岳黒沢（町道大島線交差点）間通行止め
- ・ 県道 256 号線 <長野県>  
木曾町三岳大島（大島チェーン脱着所）から木曾町三岳黒沢（町営住宅常盤台団地前）間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

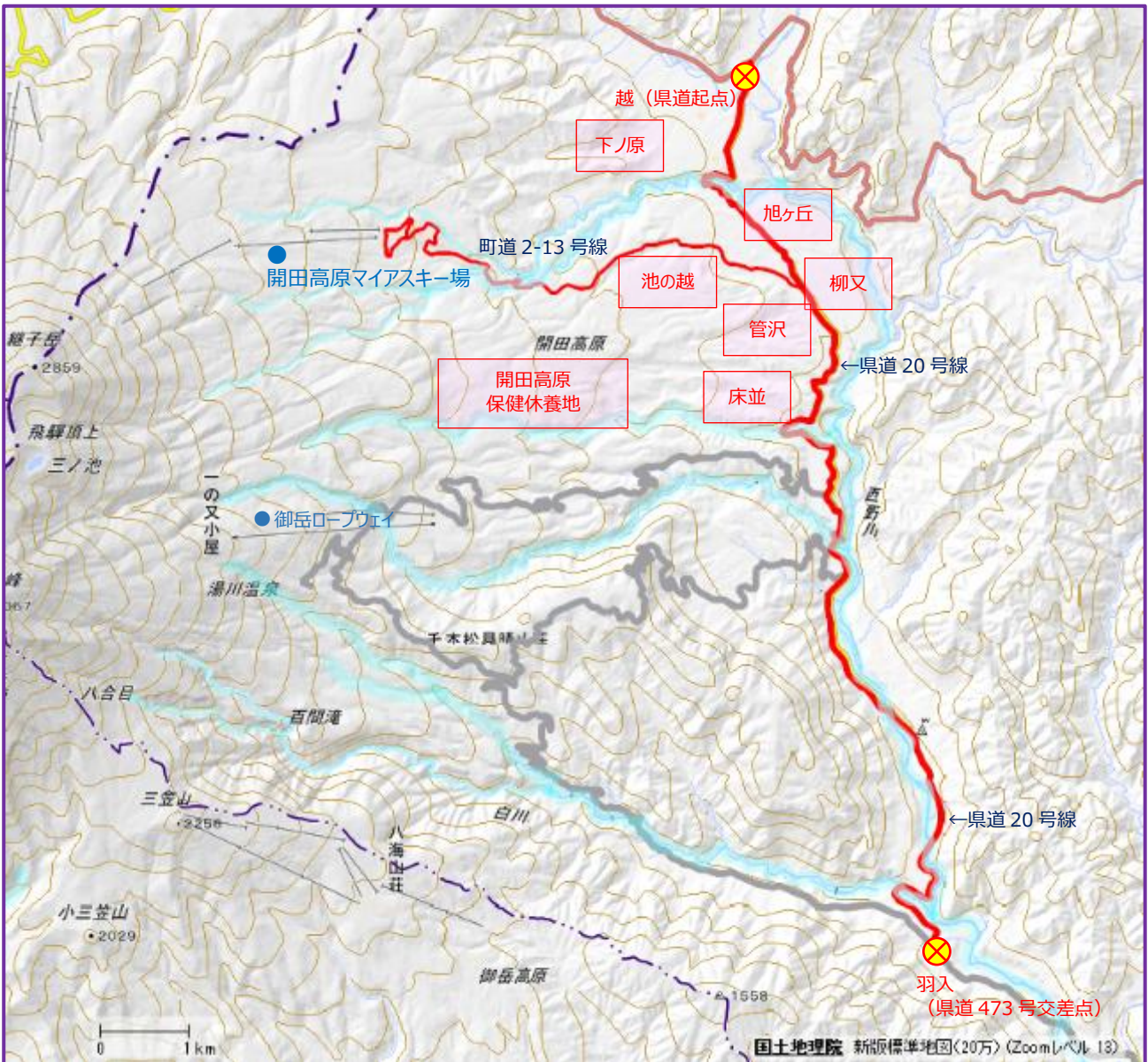
噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<木曾町>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

鹿ノ瀬川流域

- ・ 木曾町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

【施設の閉鎖】

- ・ 開田高原マイアスキー場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 20 号線 <長野県>  
木曾町開田高原越（県道起点）から木曾町三岳羽入（県道 473 号交差点）間通行止め
- ・ 町道 2-13 号線 <木曾町>  
木曾町開田高原西野管沢（県道 20 号線分岐）からマイアスキー場方面通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

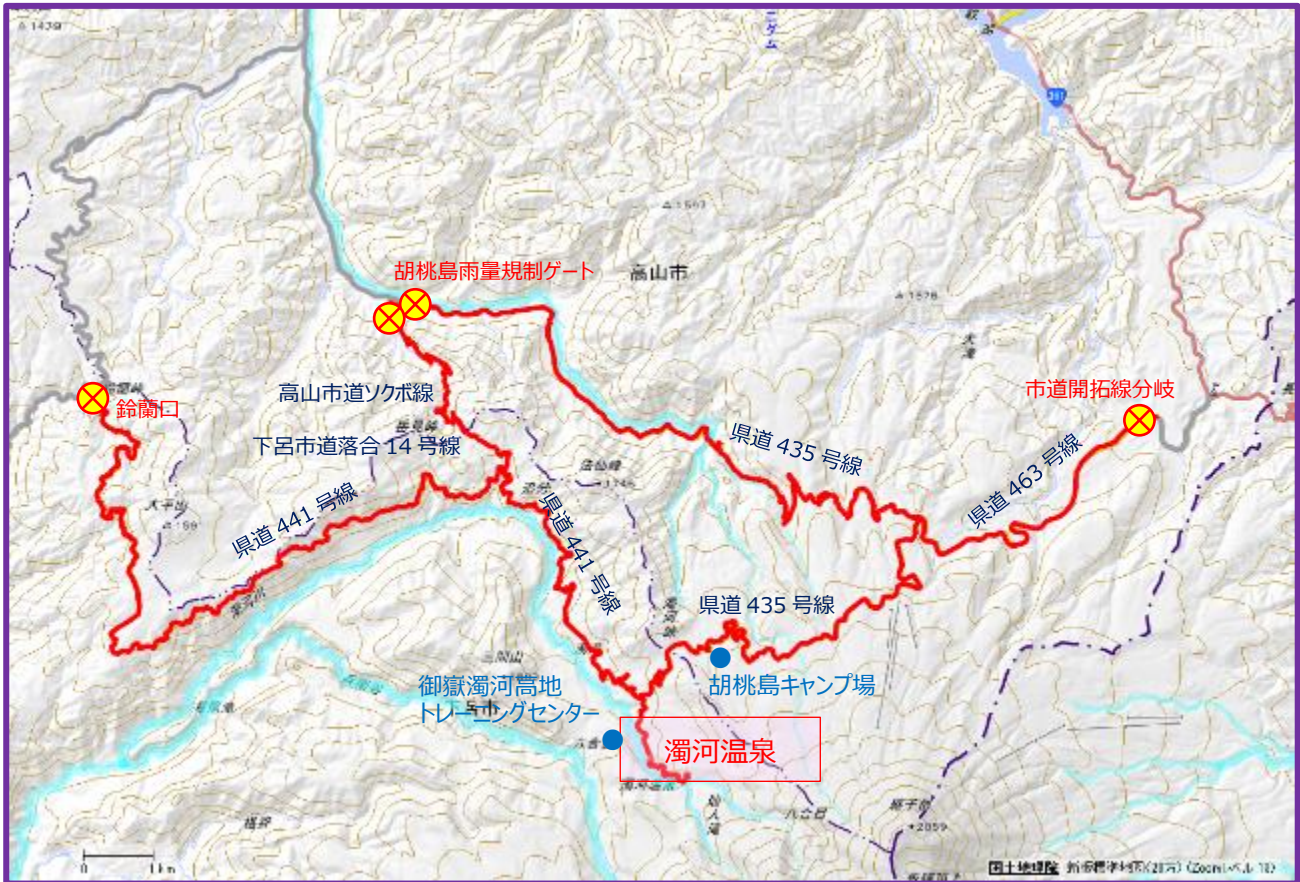
噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

湯ノ谷・草木谷流域

- ・ 下呂市小坂町濁河温泉地域：落合地区（濁河温泉地域のみ）



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場

【道路の通行規制】 < >内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>  
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 <岐阜県>  
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町落合（鈴蘭口）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>  
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソク本線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>  
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

湯ノ谷・草木谷流域→濁河川・兵衛谷→小坂川流域

- ・ 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区



規制実施場所	道路 (通行禁止)	道路 (通行可)	閉鎖施設
--------	-----------	----------	------

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 5

<パターン 5-融雪型火山泥流>

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場

【道路の通行規制】 < >内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>  
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 <岐阜県>  
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町小坂町（小坂町交差点）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>  
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>  
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

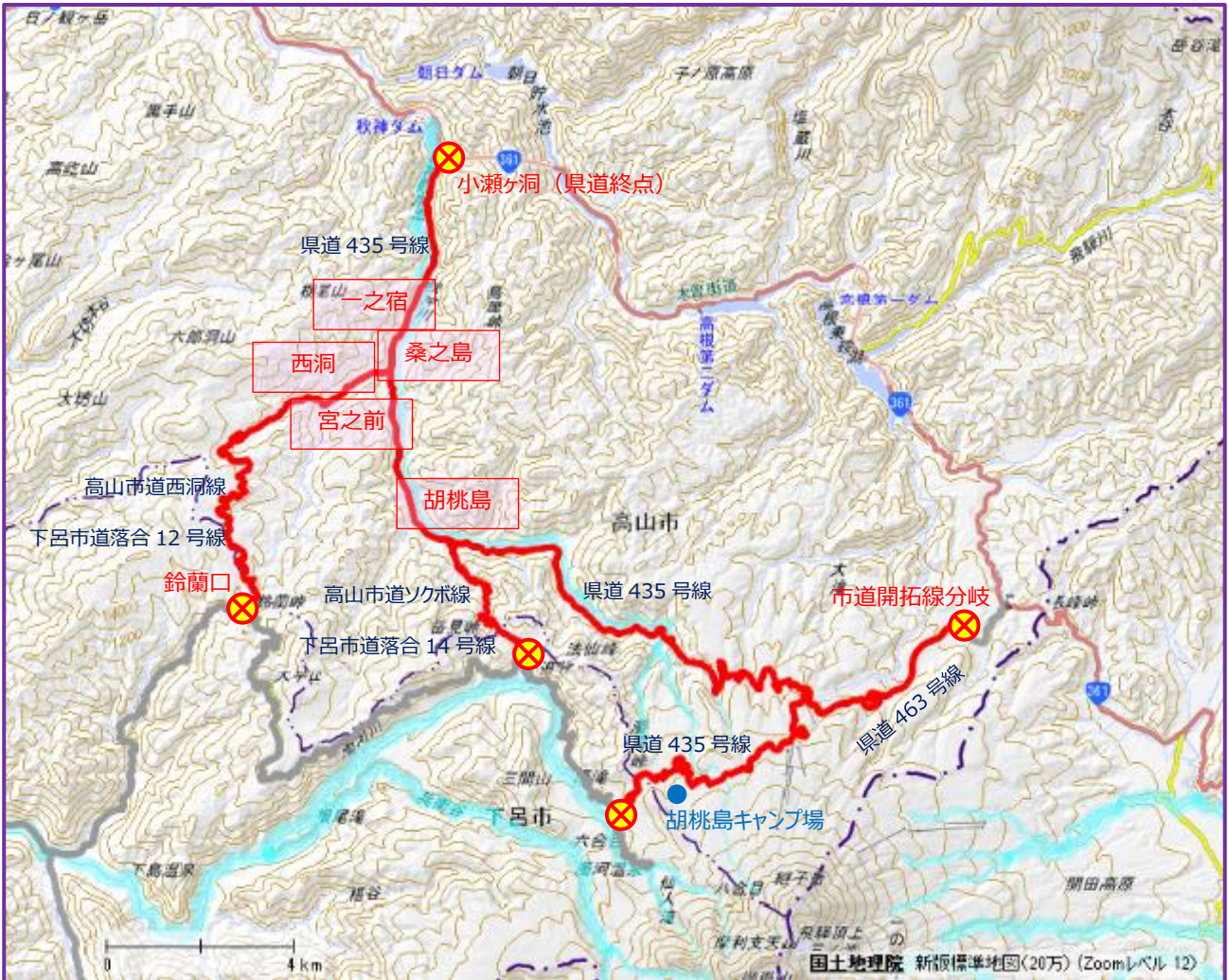
噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<高山市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

秋神川流域

- ・ 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区



⊗ 規制実施場所	— 道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 胡桃島キャンプ場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>  
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町小瀬ヶ洞（県道終点）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>  
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>  
全区間通行止め
- ・ 高山市道西洞線 <高山市>・下呂市道落合 12 号線 <下呂市>  
全区間通行止め